

岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）の円滑な就労・研修を支援するため、候補者受入施設が行う日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額、別表の第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額及び同表の第3欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象事業の区分を超えない補助目的の達成に必要と認められるものを除く。）又は補助対象事業の内容の変更（補助金の交付決定額の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増大した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 補助対象事業の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

(6) 前号の規定による報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(7) その他知事が必要と認める事項

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに同項第5号の規定により知事へ報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 前項第1号及び第2号の承認 別記第3号様式

二 前項第5号の規定による報告 別記第4号様式

3 知事は、第1項第1号の承認をしたときは、別記第5号様式により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の申請の取下げは、補助金の交付決定の日から起算して30日以内に別記第6号様式により行うものとする。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとし、補助事業者は、補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実施報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の請求は、別記第9号様式により行うものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿その他関係書類を整備し、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保管しなければならない。

(留意事項)

第13条 補助対象事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定

に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかとなったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(報告、検査等)

第15条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から実施する補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年4月1日から実施する補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額
	<p>報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）並びに備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	<p>候補者1人当たり 150,000円</p>
<p>外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p>	<p>旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）及び補助金（入学金及び受講料に限る。）</p>	<p>候補者1人当たり 75,000円</p>
	<p>給料（受入施設の研修担当者に係るものに限り、研修担当者の1時間当たりの単価は、1,143円を上限とする。）</p>	<p>60,000円</p>

(別紙1)

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金所要額調書

受入施設名	
-------	--

補助対象事業	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出予定額 (D)	基準額 (E)	県補助基本額 (F)	県補助所要額 (G)
ア 日本語学習 等	円	円	円	円	円	円	円
イ 喀痰吸引等 研修	円	円	円	円	円	円	円
ウ 研修担当者の 活動	円	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円	円

注1 (A) 欄には、当該事業を行うために要する経費の総事業費を記入してください。〔(別紙3) 支出予定額内訳書(日本語学習等)の合計、(別紙4) 支出予定額内訳書(喀痰吸引等研修)の合計及び(別紙5) 支出予定額内訳書(研修担当者の活動)の合計と一致すること。〕

2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。

3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出予定額を記入してください。

4 (E) 欄には、この要綱に定める基準額(候補者が複数いる場合は、その合計額)をそれぞれ記入してください。なお、年度途中から施設において就労を始める候補者については、就労月数に応じて候補者1人当たりの基準額を月割にして算定してください。

5 (F) 欄には、(C) 欄、(D) 欄及び(E) 欄を比較していずれか少ない額を記入してください。

6 (G) 欄には、(F) 欄の額の1,000円未満の端数を切り捨てた後の額を記入してください。

(別紙2)

研 修 (学 習) 実 施 計 画 書

候補者氏名	受入 (就労開始) 年度	出身国

実施予定期間	研修 (学 習) 内 容

- 注1 この様式により難しい場合は、同様の内容が分かる資料を添付してください。
- 2 その他関係する書類がありましたら、併せて提出してください。
- 3 候補者ごとに研修内容が異なる場合は、別様にするなど、その旨が分かるように記入してください。

(別紙3)

支 出 予 定 額 内 訳 書 (日本語学習等)

経 費 区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費)		
(印刷製本費)		
(教材費)		
役務費 (通信運搬費)		
(手数料)		
(保険料)		
使用料及び賃借料		
委託料		
補助金		
備品購入費		
その他		
合 計		

注1 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください。

(別紙4)

支 出 予 定 額 内 訳 書 (喀痰吸引等研修)

経 費 区 分	金 額	積 算 内 訳
旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) (教材費) 役務費 (通信運搬費) (手数料) (保険料) 補助金	円	
合 計		

注1 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
補助金事業（経費配分変更・内容変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金に係る事業については、下記によ
り、
〔 経費の配分を変更したいので
内容を変更したいので
中止したいので
廃止したいので 〕 承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

経費区分	変更前	変更後

2 変更（中止・廃止）の理由

注1 事業の経費の配分又は内容の変更に係る承認申請に当たっては、別記第1号様式
の関係書類を添付してください。

2 事業の中止又は廃止に係る承認申請に当たっては、「1 変更の内容」欄の記入
は、不要です。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐
阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金に係る事業について、
岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱第6条第1
項第5号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づ
く額の確定額又は事業実績報告額 金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定
した消費税及び地方消費税仕入控除税額 金 _____ 円
(要県補助金返還相当額)

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
補助金事業（経費配分変更・内容変更）変更の承認について（通知）

年 月 日付け第 号にて承認申請のありました 年
度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金について、下記のと
おり承認しましたので通知します。

記

1 補助金の額

既交付決定額	金	円（A）
変更交付決定額	金	円（B）
差引増減額	金	円（B－A）

- 2 交付の条件 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金交付要綱の内容を遵守すること。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
補助金に係る交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金に係る交付申請を
下記の理由により取り下げます。

記

（理由）

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地
法人名称
代表者

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金に係る事業実績につ
いて、下記により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額調書（別紙1）
- 3 研修（学習）実績報告書（別紙2）
- 4 支出済額内訳書（別紙3、4及び5）
- 5 添付資料
その他参考となる資料

(別紙1)

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金精算額調書

受入施設名	
-------	--

補助対象事業	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入額 (B)	差引額 (A)－(B) (C)	補助対象経費 の支出済額 (D)	基準額 (E)	既交付 決定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)
ア 日本語学習 等	円	円	円	円	円	円	円	円
イ 喀痰吸引等 研修	円	円	円	円	円	円	円	円
ウ 研修担当者の 活動	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円	円	円	円

注1 (A) 欄には、当該事業を行うために要した経費の総事業費を記入してください。〔(別紙3) 支出済額内訳書(日本語学習等)の合計、(別紙4) 支出済額内訳書(喀痰吸引等研修)の合計及び(別紙5) 支出済額内訳書(研修担当者の活動)の合計と一致すること。〕

2 (B) 欄には、当該事業に係る収入額を記入してください。

3 (D) 欄には、(A) 欄の事業費のうち、補助対象経費の支出済額を記入してください。

4 (E) 欄には、交付申請時に記載した額をそれぞれ記入してください。

5 (F) 欄には、県交付決定額を記入してください。

6 (G) 欄には、(C) 欄、(D) 欄、(E) 欄及び(F) 欄を比較していずれか少ない額を記入してください。

7 (H) 欄には、(G) 欄の額の1,000円未満の端数を切り捨てた後の額を記入してください。

(別紙2)

研 修 (学 習) 実 績 報 告 書

候補者氏名	受入（就労開始）年度	出身国

実施期間	研 修 (学 習) 内 容

- 注1 この様式により難しい場合は、同様の内容が分かる資料を添付してください。
- 2 その他関係する書類がありましたら、併せて提出してください。
- 3 候補者ごとに研修内容が異なる場合は、別様にするなど、その旨が分かるように記入してください。

(別紙3)

支出済額内訳書(日本語学習等)

経費区分	金額	積算内訳
	円	
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費)		
(印刷製本費)		
(教材費)		
役務費 (通信運搬費)		
(手数料)		
(保険料)		
使用料及び賃借料		
委託料		
補助金		
備品購入費		
その他		
合計		

注1 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください。

(別紙4)

支 出 済 額 内 訳 書 (喀痰吸引等研修)

経 費 区 分	金 額	積 算 内 訳
旅費 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) (教材費) 役務費 (通信運搬費) (手数料) (保険料) 補助金	円	
合 計		

注1 経費区分ごとに金額及び積算内訳を記入してください

(別紙5)

支出済額内訳書(研修担当者の活動)

[研修担当者名:]

		研修担当者の時給	円	
		[月給の場合] 基本給 (円) ÷ 20.5 日 ÷ 8 時間		
実施月	時間数	時間単価 (上限1,143円)	受入施設の研修担当者の 活動内容・内訳	金額
	時間	円		円
時間合計	時間		金額合計	円

- 注1 候補者ごとに研修等の活動内容が異なる場合は、別様にするなど、その旨が分かるように記入してください。記入しきれない場合は、ページを増やして記入してください。
- 2 研修担当者ごとに作成してください。
- 3 時給が月の途中で増額となった場合は翌月から、減額となった場合は当月から時給を変更すること。
- 4 研修担当者の時給が分かる書類（給与簿の写し、賃金台帳の写し、雇用契約書の写し、雇用条件通知書の写しなど）を提出してください。
- 5 研修担当者が月給の場合は、基本給から20.5日及び8時間を除いた数値（小数点以下切り捨て）を時給とする。
- 6 研修担当者の1時間当たりの時間単価は、1,143円を上限とする。

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者

年度岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度
岐阜県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金について、下記のと
おり交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先金融機関及び本(支)店名

3 預金種別

4 口座番号

5 口座名

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当者電話番号			